

被扶養者について

令和5年4月1日から次のとおり変更となります。

○被扶養者の要件について

区分	現行	変更後
60歳以上	公的年金受給あり 180万円未満 公的年金受給なし 130万円未満	公的年金の受給に関係なく 180万円未満
60歳未満	障害年金受給なし 130万円未満	障害年金の受給要件に該当する程度の障害がある 180万円未満
(障害年金受給ありは180万円未満、上記以外の場合は130万円未満で変更なし)		

・障害年金の受給要件に該当する程度の障害の判断方法については、分かり次第通知します。

○夫婦共同扶養について

夫婦共同扶養の場合の認定において、夫婦双方の収入を確認し実態に即した認定を行うため、夫婦双方の収入確認書類(源泉徴収票、雇用契約書等)の提出をお願いします。